

質問項目		回答
1. 総論		
1	今回の対策を実施する期間は？	令和3年10月1日(金)(0時)から 令和3年10月21日(木)(24時)までです。 ※イベント開催制限については、10月1日(金)～10月30日(土) 【兵庫県の過去の緊急事態措置等】 緊急事態措置 令和2年4月7日～令和2年5月21日 令和3年1月14日～令和3年2月28日 令和3年4月25日～令和3年6月20日 令和3年8月20日～令和3年9月30日 まん延防止等重点措置 令和3年4月5日～令和3年4月24日 令和3年6月21日～令和3年7月11日 令和3年8月2日～令和3年8月19日
2	対象区域は？	兵庫県全域です。
3	期間終了の10月22日以降の対策はどうなるのか？	新規感染者数や病床使用率及び重症病床使用率、近隣府県の状況等を踏まえて、判断することになります。
2. 外出自粛について		
1	外出自粛について、要請内容は？何に基づくものか？	以下のことを要請しています。(特措法第24条第9項に基づく要請) ・日中も含めた不要不急の外出を自粛すること ・外出する必要がある場合にも極力家族など少人数で、混雑している場所や時間を避けて行動すること ・感染が拡大している地域への不要不急の移動を自粛すること ・帰省や旅行・出張など都道府県間の移動は、3密の回避を含め基本的な感染防止策を徹底すること ・感染対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えること ・酒類を購入し、店舗の店先・路上・公園等での飲酒など、感染リスクが高い行動を自粛すること
2	外出自粛要請に応じなかった場合、罰則はあるか？	罰則適用はありませんが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、ご協力をお願いします。

3. イベント（催物）について		
1	イベントについて、開催する基準は？ 何を要請しているのか？	<p>開催の目安等を以下のとおりとしています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの →「収容定員100%以内の人数」、 「上限人数5,000人以下又は収容定員の50%以内(≦10,000人) のいずれか大きい方」 のいずれか小さい方 ○大声での歓声・声援等が想定されるもの →「収容定員50%以内の人数(*)」、 「上限人数5,000人以下又は収容定員の50%以内(≦10,000人) のいずれか大きい方」 のいずれか小さい方 <p>(*)異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ (5人以内)内では座席間隔を設ける必要なし (収容定員が50%を超える場合がある)</p> <p>また、以下の要請等を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○収容定員が設定されていない場合は、人との十分な距離(1m) の確保 ○祭り、花火大会、野外フェスティバル等、参加者が自由に 移動でき、かつ、入退場や区域内の適切な行動確保ができない 催物については、中止を含めて慎重に検討すること ○催物開催に当たっては、業種別ガイドラインの徹底や催物 前後の「三つの密」及び飲食を回避するための方策を徹底し、 その対策が徹底できない場合には、開催について慎重に判断 すること ○参加者等の直行・直帰を確保するために必要な周知・呼びかけ 等を徹底すること ○21時までの営業時間短縮協力依頼 ※オンライン配信の場合は、営業時間短縮は不要
2	チケット販売の取扱いはどうなっているか？	9月13日(月)以降に販売開始されるものは、上記を満たしていただく必要があります。
3	イベント開催に当たって、県などに事前の相談をする必要があるのか？	<p>全国的な移動を伴うイベント、または参加者が1,000人を超えるイベントの開催を予定する場合には、開催要件や感染防止対策等について県の新型コロナウイルス感染症対策本部事務局へ、事前に相談いただくよう要請しています。</p> <p>詳しくは、以下の県ホームページをご確認ください。 「イベント開催にあたっての方針」 https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/daikiboibennto.html</p>
4	イベント開催についての要請に応じなかった場合、罰則はあるか？	罰則はありませんが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、ご協力をお願いします。
4. 施設の使用制限について		
時短要請等を行わない施設		
1	葬祭場で酒類を提供してもよいのか？	葬祭場について、酒類提供(酒類の施設内持込み含む。)は11時~20時30分まででお願いします。(協力依頼)
2	宿泊客にルームサービスとして酒類を提供することは問題ないか。 宿泊客しか利用しないレストランはどうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊客にルームサービスとして酒類を提供することは差し支えありません。 ・宿泊客しか利用しないレストランについても、酒類提供の時短及びカラオケ使用の自粛をお願いします。(協力依頼)
3	ホテル・旅館等の日帰り利用客へ、客室での食事の際に、酒類を提供する場合はどうなるのか。	客室での食事の際の酒類の提供には、飲食店等への要請は該当しません。 但し、宴会場や広間など集会の用に供するところで、日帰り利用客に対して、食事の際に酒類を提供する場合は、飲食店等への要請と同じ内容を要請します。

時短要請等を行う施設	
1	<p>多数利用施設への要請等の内容は？</p> <p><多数利用施設> ○21時までの営業時間短縮の協力依頼 ○人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等の実施を要請 ○酒類提供は11時～20時30分とすること(「一定の要件(*)」を満たすこと)。ただし、施設内の飲食店等の取扱いは、下記5の飲食店に対する要請内容に準じること。)を要請 ○業種別ガイドライン等に基づく感染対策の徹底を要請</p> <p><イベント関連施設> ○21時までの営業時間短縮協力依頼 ○イベント開催制限要件を準用した施設の運用を要請 ○人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等の実施を要請 ○酒類提供は11時～20時30分とすること(「一定の要件(*)」を満たすこと)。ただし、施設内の飲食店等の取扱いは、下記5の飲食店に対する要請内容に準じること。)を要請 ○業種別ガイドライン等に基づく感染対策の徹底を要請</p> <p>詳しくは、以下の県ホームページをご確認ください。 「施設の使用制限について」 https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/kinkyujitai_soti.html</p>
2	<p>「生活必需物資」の範囲は？</p> <p>生活必需物資とは食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品、燃料または化粧品等を指します。 具体的な店舗には、食料品店、薬局、ガソリンスタンド、ベビー用品店、化粧品小売店等が該当します。</p>
施設別の取扱い	
1	<p>「衣料品店」「家電量販店」等は、「生活必需物資販売施設」に当たるか？</p> <p>「衣料品店」「家電量販店」等は、生活必需物資販売施設に該当しません。</p>
2	<p>ライブハウスは遊興施設に分類されているが、劇場等と同様に無観客・オンライン配信はしてもよいか？</p> <p>劇場等と同様に無観客でのオンライン配信は、営業時間短縮要請の対象ではありません。</p>
3	<p>自動車修理工場は時短要請の対象となるのか？</p> <p>「修理等のサービス」は「生活必需サービス」にあたるため、時短要請の対象にはなりません。</p>
罰則等	
1	<p>時短を守らなければ、罰則はあるのか？</p> <p>今回の多数利用施設の時短は、法に基づかない協力依頼であり、罰則はありません。</p>
5. 飲食店への要請について	
1	<p>飲食店に対する要請内容は？</p> <p>○「新型コロナ対策適正店認証制度」認証店舗（認証の取得申請中の店舗を含む）(*1)(*2) ・5時～21時の営業時間短縮を要請 ・酒類提供（利用者による酒類店内持込みを含む）は11時～20時30分とすることを要請</p> <p>○上記以外の店舗 ・5時～20時の営業時間短縮を要請 ・酒類提供（利用者による酒類店内持込みを含む）は自粛。ただし「一定の要件(*3)」を満たす場合は11時～19時30分とすることを要請</p> <p>(*1) 令和3年9月30日までに県に認証の取得申請が行われ、今後認証される店舗 (*2) 令和3年10月1日以降に認証申請を行う店舗は、認証取得日に認証店として取り扱う (*3) 一定の要件：アクリル板等の設置（又は座席の間隔(1m以上)の確保）、手指消毒の徹底、食事中以外のマスク着用の推奨、換気の徹底、同一グループの同一テーブルへの入店案内は原則4人以内</p> <p>○カラオケ設備の利用自粛を要請</p>

2	飲食店で酒類を規制する意図（理由）は？	政府分科会による提言「感染リスクが高まる5つの場面」でも、「飲酒を伴う懇親会等」が挙げられており、同提言では飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下し、また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすいとされています。コロナウイルスは飛沫により感染が拡大することから、飲食店での感染リスクをできるだけ減らすため、酒類やカラオケ設備の提供は、禁止をお願いしています。
3	酒類提供が禁止されている時間帯に、飲食店に利用者が酒類を持ち込んで飲酒することは許容されるのか。	飲食店への利用者による酒類の持込みについても、禁止するようお願いしています。
4	時短をせずに営業をした場合の罰則は？	特措法第24条第9項に基づく要請であり、罰則はありませんが、営業時間短縮への協力をお願いします。
6. その他		
1	路上、公園等の屋外での飲酒の罰則は？	県では、特措法第24条第9項に基づき、路上等での飲酒を行わないよう要請しています。これに違反しても罰則の適用はありませんが、店先・路上・公園等での飲酒は感染リスクが高い行動ですので、やめて頂きますようご協力をお願いします。